

○ 2 番（中井元信君） 議員提出第 3 号議案。

府中町議会議長中村勤様。

提出者、中井元信を含む議員 14 名の方の賛同をいただいております。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について。

このことについて、府中町議会規則第 12 条の規定により提出をいたします。

ちょっと本文のほう読ませていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国においてウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 I X 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン療法と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ、認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がされているところである。

他方、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は下記事項を実現するよう強く陳情する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月24日。

広島県安芸郡府中町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 田村憲久様。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 以上で提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員17名で、採決に加わる者16名でございます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村 勤君） 全会一致でございます。よって、日程第3、議員提出第3号議案、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。